

# 所得税および復興特別所得税の確定申告について

## ■ 確定申告書の作成 ■

所得税および復興特別所得税の申告書の作成は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用が自宅等からも申告ができ便利です。

「確定申告書等作成コーナー」では、パソコンのほかスマートフォンを用いて申告書が作成できます。

青色申告決算書や収支内訳書がスマートフォンで作成可能なほか、スマートフォンのカメラ機能で給与所得の源泉徴収票を取込することで、金額や支払者情報などを自動で入力できます。

また、マイナンバーカードを利用してマイナポータルと連携することで、医療費やふるさと納税等のデータが確定申告書に自動で入力されます。マイナポータルを通じて取得可能となるデータについては、今後も順次拡大が予定されていますので、是非ご利用ください。

作成した申告書は下表の2通りの方法により、インターネットe-Taxで送信することができます。

マイナンバーカード方式	ID・パスワード方式
<p>(必要なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード (署名用電子証明書等の暗証番号)</li> <li>・マイナンバーカード読取対応のスマートフォン または ICカードリーダーライター</li> </ul>	<p>(必要なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務署で発行したIDおよびパスワード</li> </ul> <p>※ID・パスワード方式は<b>暫定的な対応</b>となりますので、お早めにマイナンバーカードを取得していただくようお願いいたします。</p>

確定申告書等作成コーナーは  
こちらから↓



作成コーナー



申告書の作成方法は  
YouTube動画でも紹介しています↓



確定申告 動画



相談は、チャットボットからできます。  
ご質問を入力いただければ、AIを活用した  
「税務職員ふたば」がお答えします。



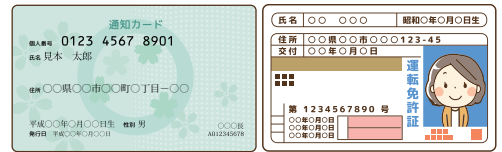
税務職員ふたば

## 確定申告に必要なもの

### 1 マイナンバーカード

持っていない人は

- ① 番号確認書類1点 (通知カード、マイナンバー入りの住民票など) と
- ② 本人確認書類1点 (運転免許証など) をお持ちください。



### 2 マイナンバーカードの署名用電子証明書等の暗証番号

※確定申告会場 (電気文化会館) およびスマートフォン申告会場 (東郷町役場) では、基本にご自身のスマートフォンで確定申告書の作成を行います。来場の際には、事前にマイナポータルアプリをインストールのうえ、マイナンバーカードの発行時に設定した、次の暗証番号が必要になります。

- ・署名用電子証明書 (英数字6桁～16桁)
- ・利用者証明用電子証明書 (数字4桁)

### 3 e-TaxのIDとパスワードの分かるもの (すでに取得している人のみ)

平成30年1月以降に役場の申告相談会場でパソコン (e-Tax) を利用して申告した人は、お持ちになるとスムーズに申告できます。

※税務署が発行したIDおよびパスワードを利用してe-Taxで申告することもできますが、ID・パスワードによるもの (申告) は暫定的な対応となりますので、お早めにマイナンバーカードを取得していただくようお願いします。

### 4 所得金額を証明する書類

給与や年金の源泉徴収票 (原本) や事業の収支内訳書など

### 5 申告者本人の通帳 (還付を受けられる人のみ)

### 6 控除額を証明する書類 (控除を受ける人のみお持ちください)

### 7 その他

確定申告の必要書類は申告内容によって異なります。詳細については国税庁ホームページ、チャットボットで確認していただくか、昭和税務署 (☎052-881-8171) へお問い合わせください。

## ◆電気文化会館 (税務署開設分)

所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税、贈与税の申告を受け付けます。

**と き** 2月16日 (金) から3月15日 (金) までの平日および2月25日 (日) 午前9時15分から午後5時まで

**と ころ** 電気文化会館5階 (名古屋市中区栄二丁目2-5。地下鉄伏見駅4番出口から徒歩2分)

※会場には駐車場がありません。公共交通機関でお越しください。

**受付方法** 会場への入場には、「入場整理券」が必要です。入場整理券は、当日会場での配付とLINEを通じたオンライン事前発行 (予約方法については、国税庁ホームページをご覧ください。) があります。なお、入場整理券の配付状況に応じ、後日の来場をお願いすることもあります。受付終了時間は、当日の入場整理券配付終了時です。



▲国税庁LINE  
公式アカウント  
はこちら

なお、2月13日 (火) から2月15日 (木) の3日間については、**住宅借入金等特別控除説明会**を開催いたします。

※確定申告会場 (電気文化会館) では、基本にご自身のスマートフォンで確定申告書の作成を行います。

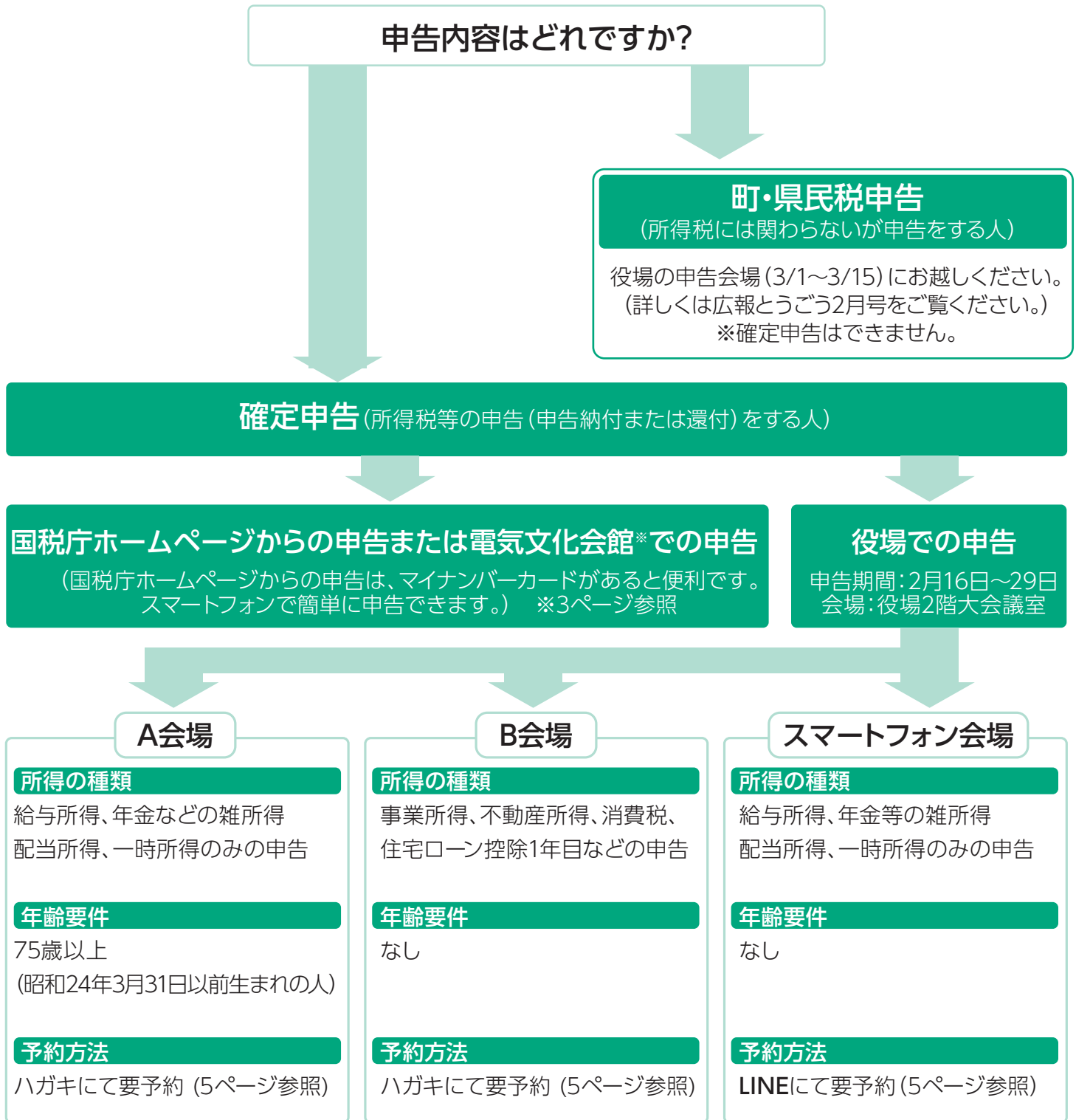
※2月16日 (金) から3月15日 (金) の期間中は、税務署内での申告書の作成指導は行いません。

※2月15日 (木) より前における税務署での申告相談は、オンライン等による入場整理券が必要となります。

入場整理券なく税務署にお越しの場合、会場の混雑状況により申告相談できないことがあります。

## 確定申告会場について

収入や控除について申告をする場合、下記のフローチャートにて、ご自身の申告方法をお確かめください。



※役場での申告は、令和5年分のみ受け付けします。

※贈与税、土地・株式等譲渡所得の申告は役場では受け付けできませんのでe-Taxからの申告  
または電気文化会館での申告をしてください。



**役場の申告会場は、事前予約が必要です。**  
5ページの予約方法を参照し、期限までにお申し込みください。

※申告会場は混雑します。ご自宅等からでも申告できるe-Taxなどでの申告が便利です。

## A会場・B会場の予約について

**申告期間** 2月16日(金)から2月29日(木)まで ※土日祝日を除く。

**会場** 役場2階大会議室

※3月1日以降は税務署が開設している申告会場(電気文化会館)のみとなります。

**対象** **A会場** 所得が給与所得、年金等の雑所得、配当所得、一時所得のみに該当する人で、**来場し申告される人が75歳以上(昭和24年3月31日以前生まれ)の人。**

**B会場** 事業所得、不動産所得、消費税、住宅ローン控除1年目などを申告する人。

※申込者多数の場合は、事業所得、不動産所得、消費税などの申告がある人を優先することがあります。

**予約方法** **ハガキでの申し込みに限ります。** ※窓口・電話での受付はできません。

詳しくは、  
町ホームページを  
ご覧ください。



### 書き方

<p>郵便はがき</p> <p>4 7 0 0 1 9 8</p> <p>切手</p> <p>東郷町役場 税務課行</p> <p>(住所記載不要)</p> <p>表</p>	<p><b>【注意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込期限は、<b>1月25日(木)</b>(消印有効)です。</li> <li>・2月9日(金)までに返信が届かない場合は、税務課までご連絡ください。</li> <li>・申し込みはハガキ1枚につき、1人とします。</li> <li>・鉛筆や消えるボールペンでの記入はおやめください。</li> <li>・申込者多数の場合は抽選とさせていただきます。予約ができない場合もありますので、ご了承ください。</li> </ul> <p>⑤会場区分: 「A会場」または「B会場」を記入してください。</p> <p>⑥申告する所得: 申告する所得の種類等を記入してください。(例)年金、不動産所得、住宅ローン控除1年目を申告する場合、「年金」、「不動産」、「住宅ローン控除1年目」と記入。</p> <p>⑦都合が悪い日: 期間内で都合が悪い日がある場合は、その日はずして調整しますので、最大5日まで記入してください。</p>	<p>①申告者の氏名</p> <p>②生年月日</p> <p>③住所</p> <p>④日中連絡できる電話番号</p> <p>⑤会場区分</p> <p>⑥申告する所得</p> <p>⑦都合が悪い日(5日まで)</p> <p>裏</p>
--	--	--

## スマートフォン会場の予約について

以下の日程で、ご自身のスマートフォンを使って確定申告を作成するサポートを行います。

**申告期間** 2月16日(金)から2月29日(木)まで ※土日祝日を除く。

**会場** 役場2階大会議室

※3月1日以降は税務署が開設している申告会場(電気文化会館)のみとなります。

**対象** 所得が給与所得、年金等の雑所得、配当所得、一時所得のみに該当する人

**予約方法** 2月1日(木)午前9時から、東郷町公式LINEで予約の受け付けを開始します。

予約枠が埋まり次第、受け付け終了となります。

東郷町のLINE公式アカウントを友達追加してお待ちください。  
予約方法については、町ホームページを参照してください。

東郷町  
LINE公式  
アカウントは  
こちら



※窓口・電話・ハガキでの予約は受け付けできません。

※スマートフォン(読み取り機能付き)、マイナンバーカードをお持ちで、署名用電子証明書用・

利用者証明用電子証明書の暗証番号がわかる人、マイナポータルアプリをダウンロードした人のみ申告ができます。

### (問い合わせ)

所得税の確定申告、贈与税・消費税の申告について

▶ 昭和税務署 ☎052-881-8171 ※音声案内に従い、用件に応じた番号を押してください。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901

役場申告会場について ▶ 役場税務課 ☎0561-56-0724